



栃木県公報

平成29年
3月13日(月)
号外
第6号

目次

条 例

- 栃木県森林整備地域活動支援基金条例の一部改正..... 1
- 栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県森林整備地域活動支援基金条例の一部改正（栃木県条例第1号）

- 1 森林の現況調査等の地域活動を支援する事業について、平成29年度以降引き続き実施するため、所要の規定の整備をすることとしました。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正（栃木県条例第2号）

- 1 地域における自殺対策を緊急に強化する事業について、引き続き平成29年度まで実施するため、所要の規定の整備をすることとしました。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

栃木県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第一号

栃木県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

栃木県森林整備地域活動支援基金条例（平成十四年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（林業振興課）

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二号

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年栃木県条例第四十四号）の一部を次の

ように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)